

令和2年4月28日から

鳩山町独自給付

令和3年2月28日までに生まれた

# 新生児に 10万円を 支給します!

鳩山町では、新型コロナウイルス感染症の影響等を踏まえ、不安を抱えながら出産を迎えた子育て世代に対し、出産後の経済的支援及び子どもの健やかな成長を応援するため、子育て応援新生児特別給付金を支給します。

## 支給対象者

次の①から③にすべて該当する方。ただし、他市町村で同様の給付金を支給された方は対象外となります。

- ①令和2年4月28日から令和3年2月28日までに出生した新生児の母親(転入を含む)
- ②特別給付金の申請時において、母子ともに町の住民基本台帳に登録がある方
- ③母子ともに引き続き1年以上町内に居住する意思のある方

## 給付額

新生児1人につき10万円を支給

## 手続き

「鳩山町子育て応援新生児特別給付金申請書」に必要事項を記入の上、役場町民健康課へ、直接窓口又は郵送で提出ください。

## 申請期限

令和3年3月31日



問合せ 鳩山町 町民健康課 町民サービス・子育て支援担当

電話 049-296-5891(直通) fax 049-296-1945(課専用)